

署名検証者利用規定（セコムパスポート for G-ID）

2023年10月25日現在

本利用規定は、セコムトラストシステムズ株式会社（以下「セコムトラストシステムズ」といいます）が「電子署名及び認証業務に関する法律：平成12年法律第102号」（以下「電子署名法」といいます）に基づく「特定認証業務の認定」を取得したセコムパスポート for G-ID サービス（以下「本サービス」といいます）の署名検証者（加入者から電子署名が行われた情報の送信を受け、当該加入者が当該電子署名を行ったものであることを確認する者をいいます）向けの利用規定となります。本サービスの署名検証者は、本利用規定、セコムパスポート for G-ID 認証運用規定(Certification Practice Statement：以下「CPS」といいます）およびセコムパスポート for G-ID 証明書ポリシー (Certificate Policy：以下「CP」といいます）の内容を理解し、同意のうえ、電子証明書を利用します。

本利用規定、CP、CPS、証明書失効リスト（以下「CRL」といいます）およびその他の公開する情報につきましては、以下のいずれかの URL より参照できます。

- ・ <http://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/>
- ・ <https://repository.secomtrust.net/PassportFor/G-ID/>

なお、本サービスの電子証明書を利用するために必要な動作環境は、本サービスのホームページを参照するものとします。

記

（署名検証者の義務）

第1条

1. 署名検証者は、電子証明書を信頼すべきか否かの判断をするときは、フィンガープリントを確認し、本サービスの自己署名証明書と自己発行証明書を確認しなければなりません。それを確認して本サービスの CA 秘密鍵により電子署名が行われていることおよび電子証明書が改ざんされていないことを確認しなければなりません。
2. 署名検証者は、電子証明書を信頼すべきか否かの判断をするときは、CA の公開鍵を用いて、当該電子証明書に行われた電子署名を検証することにより、当該電子証明書の発行者を確認しなければなりません。
3. 署名検証者は、電子証明書を信頼すべきか否かの判断をするときは、当該電子証明書の利用目的もしくは使用範囲またはその制限を確認しなければなりません。
4. 署名検証者は、電子証明書を信頼する前に、その電子証明書が失効されていないことを CRL または fullCRL によって確認しなければなりません。
5. 署名検証者は、電子証明書を信頼する前に、適切な手段により、その電子証明書の有効期間を確認しなければなりません。
6. 署名検証者は、本サービスにおける加入者の氏名、住所、生年月日以外の属性（電子メールアドレス、組織名等）は、電子署名法の認定制度における認定の対象外であることを承知するものとします。

（サービス提供の停止）

第2条

セコムトラストシステムズは、天変地異、地震、噴火、火災、津波、水災、落雷、動乱、テロリズムその他の不可抗力による状況の発生等、セコムトラストシステムズの責に帰すことのできない事由により本サービスの提供を不可能にするに至ったときは、セコムトラ

ストシステムズはその状況の止むまでの間本サービスの全部または一部の提供を停止します。

(システム保守)

第3条 セコムトラストシステムズは、システム保守、システム障害のためにサービス提供を一時的に停止することがあります。

(免責)

第4条

1. セコムトラストシステムズは、本サービスに関連して発生するいかなる間接損害、特別損害（かかる損害発生の可能性につきセコムトラストシステムズが現実に予見し、または予見し得た場合を含みます）、付随的損害または派生的損害に対する責任を負わず、また、いかなる逸失利益、データの紛失またはその他の間接的もしくは派生的損害に対する責任を負いません。ただし、セコムトラストシステムズに故意または重大な過失がある場合は法律上認められる範囲の責任を負います。
2. 次の場合、セコムトラストシステムズは責任を負わないものとします。ただし、セコムトラストシステムズに故意または重大な過失がある場合は法律上認められる範囲の責任を負います。
 - ・本サービスにおいて、セコムトラストシステムズに起因しない、加入者および署名検証者の不法行為、不正使用ならびに過失等により発生する一切の損害
 - ・加入者および署名検証者が自己の義務の履行を怠ったために生じた損害
 - ・加入者のシステムおよび署名検証者のシステムに起因して発生した一切の損害
 - ・加入者あるいは署名検証者のソフトウェアの瑕疵、不具合あるいはその他の動作自体によって生じた損害
 - ・電子証明書およびCRLに公開された情報に起因する損害で、セコムトラストシステムズの責に帰することのできない事由によるもの
 - ・セコムトラストシステムズの責に帰することのできない事由で通信事業者、ISP事業者、その他の者により正常な通信が行われない状態で生じた一切の損害
 - ・現時点の予想を超えた、ハードウェア的あるいはソフトウェア的な暗号アルゴリズム解読技術の向上に起因する損害
 - ・天変地異、地震、噴火、火災、津波、水災、落雷、戦争、動乱その他の不可抗力に起因する、CA業務停止を含む一切の損害

(損害賠償およびその制限)

第5条 本サービスの電子証明書または本サービスの電子証明書に関連して発生する取引の件数、電子署名の数、損害を被った加入者、署名検証者の数、あるいは訴訟の原因に関係なく、一枚の電子証明書に起因するセコムトラストシステムズの賠償限度額は、金 1,000,000 円を超えないものとします。

(準拠法および管轄裁判所)

第6条 CA、加入者および署名検証者の所在地にかかわらず、本利用規定、CP および CPS の解釈、有効性および本サービスにかかわる紛争につきましては、日本国の法律が適用されるものとし、仲裁および裁判地は東京都区内における紛争処理機関を専属的管轄とします。